

## 那須九尾まつり出店等について

出店を希望する方は、**提出書類**に必要事項を記入の上、7月3日(金)までに実行委員会に申し込んでください。

- 開催日時：令和8年9月27日(日) 午前10時～午後3時
- 会場：那須町文化センター駐車場特設会場
- 主催：那須九尾まつり実行委員会

### (1) 参加料について

○参加料…すべての出店者にかかる費用

一律	1,000円
----	--------

### (2) 出店料について

○出店料・・・販売を行う出店者にかかる費用

一律	5,000円
----	--------

### (3) ブースの装飾について

○のぼり等の装飾については、他の出店ブースや通行の妨げのない範囲で行ってください。

○装飾については、那須九尾まつりの趣旨にそったものにご配慮願います。

### (4) 火気の取扱いについて

○調理に使用した油等は、全て出店者の責任において持帰り下さい。(厳守)

○熱を発生する設備・器具は、火災の恐れのないように使用してください。

○必ず使用できる消火器(住宅用消火器等は除く)を準備してください。

### (5) ごみ処理について

○各ブースにおいて排出されたごみ、残材、廃棄物等は各出店者にて必ず持ち帰ってください。

※各出店者において出たごみは出店者自身で持ち帰るようにしてください。

会場内のごみ置き場には捨てられません。

### (6) 搬入出時間について

○まつり開催日における出店関係者の搬入出時間については、次のとおりです。

**□搬入時間 9月27日(日) 午前7時～午前9時まで**

- ・出店者車両の会場内の乗り入れは、1団体2台(キッチンカー含む)までとします。
- ・キッチンカー以外の車両は搬入が済み次第、速やかに指定の駐車場に駐車してください。
- ・会場内での車両の移動は係員及び警備員の指示に従って移動してください。

**□搬出時間 9月27日(日) 午後3時30分以降**

- ・搬出については会場アナウンスが入ります。  
アナウンスより前に移動することは禁止とします。
- ・午前9時30分～午後3時30分まで交通規制が行われます。規制中は会場内への車両の進入、搬入出等はできません。

**(7) 食品販売について**

- 未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要となります。
- 食品等を扱うブースにおいては取扱品の管理に十分注意し、出店ブースが無人になることのないようにしてください。
- 調理に携わる人は健康管理に十分注意し、体調不良、手指にけがのある方は従事させないでください。
- 適宜マスクの着用や手指の消毒を行い、感染症拡大防止にご協力ください。

**(8) その他注意事項**

- キッチンカーエリアにはガーデンセットが配置されます。
- 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。場合により食品衛生責任者証、キッチンカーの車検証等の書類の提出を求められることがあります。
- 出店者は、実行委員会の管理体制にご協力ください。
- 会場内ではブース以外での販売はできません。
- 調理・販売等ブースの運営は出店者が責任を持って行ってください。
- 各ブースでの衛生面(特に食中毒対策)、火気の扱い、スタッフの管理等安全管理に充分配慮してください。
- スピーカー等を使用してBGM等を流す際は、周囲の出店者等に配慮のうえ、音量、振動により不快な印象を与えることのないようにしてください。
- 持ち込み備品については、出店者の責任において管理願います。
- 出店者は、事故等が発生した場合、直ちに実行委員会まで連絡してください。
- 出店者は、各ブース周辺の清掃(特に終了後)にご協力ください。

○「露店等の開設届出」は、事務局で作成し消防署へ提出します。

#### (9) まつりの実施判断について

来場者や出店者等関係者の安全を優先し、荒天の場合は中止となる場合がございます。最終的な実施判断は前日9月26日(土)午前8時となります。

なお、中止の場合、参加料及び出店料は返金いたしますが、**中止による補償等はありません**ので予めご了承ください。

#### (10) 出店料等の納付について

申込み締め切り後、実行委員会において提出書類を確認し、出店が決定した団体等へ出店料等納付書を送付します。

#### (11) 問合せ

○那須九尾まつり実行委員会事務局

那須町役場観光商工課（商工係）担当：小山田・大森

〒329-3292 那須町大字寺子丙 3-13

TEL：0287-72-6918・FAX：0287-72-1112